参考a　現在の維持管理業務の実施体制（現在の指定管理者募集要項の内容）

## 勤務体制

1. 開場時間中は、原則として事務室に常時3名以上を配置し、受付・相談等の業務を適切に行うことができる人員体制としてください。
2. 人員のうち1名を会議場館長とし、また1名以上を副館長として、管理運営業務に専従する者を必ず置いてください。

【参考：開場時間】

　　休館日（12月29日から翌年1月3日まで）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **区分** | **センチュリーホール、イベントホール、リハーサル室** | **白鳥ホール、レセプションホール、国際会議室、展示室、会議室** |
| 午前 | 午前9時から正午 | 同左 |
| 午後 | 午後1時から午後5時まで | 同左 |
| 夜間 | 午後6時から午後10時まで | 午後6時から午後9時30分まで |
| 午前午後 | 午前9時から午後5時 | 同左 |
| 全日 | 午前9時から午後10時 | 午前9時から午後9時30分 |

## 勤務者に必要な資格

1. 消防法（昭和23年法律第 186号）に規定する甲種防火管理者及び防災管理者並びに自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を置いてください。
2. 電気事業法（昭和39年法律第 170号）に規定する電気主任技術者の有資格者を置いてください。
3. 英会話能力を有する者（実用英語技能検定準 1級程度以上）を置いてください。
4. 映像、音響、舞台、照明等の操作指導及び点検のできる専門技術者を置いてください。
5. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する建築物環境衛生管理技術者の有資格者を2名置いてください。
6. エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定するエネルギー管理員を置いてください。

以上